固定資産の申告・届出はお済みですか?

納める税金です。次のようなときは、申告・届出をお願いします。固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋などを所有している方が

変更があった場合は土地・家屋の納税義務者に

願いします。 相続や贈与などにより土地・ 相続や贈与などにより土地・

家屋を取り壊したら

を申出てください。お手数ですが、取り壊したことお手数ですが、取り壊した場合は、1日に現存する建物に課税され1日に現存する建をした場合は、

お済みですか 住宅用地の申告は

です。 変更になった場合は申告が必要 方で、その土地や家屋の用途が 住宅用の土地を所有している

申告用紙をお渡ししています。築された方には、家屋調査時になお、平成19年中に家屋を建

をお願いします。提出がお済みでない方は、提出

固定資産税の減額について耐震改修した住宅の

平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事を行った住宅で、次の要件を満たす場合には、申告により翌年たす場合には、申告により翌年から家屋の固定資産税が最長の場合には、中では18年1月1日から平成27年が。

○対象要件

①昭和57年1月1日以前から所

②改修工事費が 30万円以上のも

③減額対象面積 12㎡まで

③減額対象面積

100 m まで

ば頂き置 バリアフリー改修に伴う

件を満たすバリアフリー改修が年3月31日までの間に、次の要平成19年4月1日から平成22

)対象要件

①平成19年1月1日以前から所在し、次のいずれかの方が居住する住宅(賃貸住宅を除く)日の属する年の翌年の1月1日の属する年の翌年の1月1日における年齢)

をしてください。

等)、1月23日(水)までに申告

受けている方。要介護認定又は要支援認定を

・障害のある方

②次の改修工事に該当する費用で、補助金等を除く自己負担で、補助金等を除く自己負担で、補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの和、浴室の改良、便所の改良、便所の改良、原門の政情、引き戸への取替え、床解消、引き戸への取替え、床

告時には、申告書のほか、工申告してください。また、申申告してください。また、申はそれぞれ工事が完了した日※耐震改修・バリアフリー改修

わせください。の添付が必要となりますので、の添付が必要となりますので、事明細書、写真等、関係書類

1月23日までに 仮却資産の申告は

た居 得価格・取得時期・耐用年数所 状況について(資産の種類・取は、1月1日現在の償却資産の値期資産の償却資産のでは、1月1日現在の償却資産を所有されている方

(関却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している 下が、その事業のために所有し でいる機械・器具・備品など(使 用している・していないは問い ません)で、他の税(自動車・軽 自動車税等)の対象とならない 自動車税等)の対象とならない

※対象とならない場合

税務会計において、耐用年数 1年未満または取得価格が10万 1年未満の償却資産で、法人税法 等の規定により一時に損金に算 が20万円未満の減価償却資産で、 取得価格 が20万円未満の減価償却資産で、 す業年度ごとに一括して3年間 で償却する場合。

□問い合わせ 税務課

税務署員を装った 還付金詐欺が 発生しています

税務署の ものですが

最近、税務署員などを装って、 「税金の還付金がある」等と連絡 「税金の還付の手続きと称して電話 し、還付の手続きと称して電話 件が発生しています。被害にあ 件が発生しています。 かないよう十分にご注意くださ

こんな時はご注意を

○相手の連絡先が携帯電話やフリーダイヤル(0120で始まる電話番号)のとき うに言われたとき

○ATMのところに着いたら電

話するように言われたとき

おかしいと感じたら、ATM てきたとき

○ATMの操作を電話で指示し

に行く前に警察へご相談くださ

◎問い合わせ

大磯警察署☎(72)01110

地域協働課 四内線266